



Title	国際河川委員会における国境水紛争処理制度の意義と 課題（一）：アメリカ＝カナダ＝ＩＪＣの実践を手掛 かりに
Author(s)	鳥谷部, 壱
Citation	阪大法学. 2014, 63(5), p. 129-152
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67984
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

国際河川委員会における国境水紛争処理制度の 意義と課題（一）

——アメリカ＝カナダIJCの実践を手掛かりに——

鳥谷 部 壇

はじめに

第一章 紛争処理機能を有する国際河川委員会の創設

第一節 國際決議

第二節 条約

第三節 小括

第二章 IJCによる紛争処理実践

第一節 IJCの構成及び任務・権限（以上、本号）

第二節 問題処理状況

第三節 紛争処理事例の分析（以上、第六三卷六号）

第三章 紛争処理機関IJCの意義と課題

第一節 意義

第二節 課題

おわりに（以上、第六四卷一号）

はじめに

国際河川の利用を巡る紛争はこれまでに幾度となく流域諸国間の火種となってきた。二〇世紀の間に、世界人口は一六億人から六一億人へと優に三倍を超す勢いで増加し、それに伴って都市化・工業化が進展し、世界各地の河川流域の水需要は著しく増加した。⁽¹⁾さらに、汚染等による河川環境の悪化、気候変動・異常気象による降水パター⁽²⁾ンの変化とそれに起因する大規模な洪水・渇水の発生も相俟つて、流域諸国間の水利用を巡る競争・対立は激しさを増している。今日、二九ヶ国、およそ四億五〇〇万人が水不足に直面しており、その数は二〇五〇年には四〇億人にまで膨れ上ると予測されている。⁽²⁾現在も、インダス河、ナイル河、メコン河、コロラド河等、世界各地の国際河川で紛争の発生を確認できる。また、実際に紛争の発生をみていくとも、将来的に紛争の発生が予想される地域は数知れない。⁽³⁾国際法学は、これまで、国際河川を巡る紛争を防止・回避するための法理として、衡平利用原則、汚染防止義務、生態系保全義務等の実体義務や、事前通報・協議義務、環境影響評価実施義務等の手続義務に見られるように、種々の法原則・法規範を実体・手続の両面から発展させてきた。他方、これと並行して、一旦、紛争が発生した場合に、紛争の法的処理・解決を実現するための手続も整備してきた。大部分の国際河川紛争は当事国同士の交渉によつて解決されているが、それ以外にも、仲裁裁判所（ヘルマンド河デルタ事件、⁽⁵⁾ラヌー湖事件、⁽⁶⁾ガット・ダム事件⁽⁷⁾、常設仲裁裁判所（P.C.A.）（ライン河塩化物汚染防止条約事件⁽⁸⁾、インダス河水系キシエンガンガ事件⁽⁹⁾、常設国際司法裁判所（P.C.I.J.）（ミユーズ河分水事件⁽¹⁰⁾、国際司法裁判所（I.C.J.）（ガブチコヴォ・ナジュマロシユ計画事件⁽¹¹⁾、ウルグアイ河パルプ工場事件⁽¹²⁾）等のフォーラムが紛争解決の重要な手段として利用されてきた。

国際河川委員会における国境水紛争処理制度の意義と課題（一）

国際河川法の分野においては、これら諸機関の他に、同分野固有の機関として世界各地に国際河川委員会なる組織¹³が設立されてきたことにもまた留意されなければならない。国際河川委員会の起源は、一八一五年六月九日にウイーン会議最終議定書附属書一六Bによって設立され、航行又は関連する諸問題に関する規則の策定及び共通規則の履行監視等を任務とする「ライン河航行中央委員会（Central Commission for the Navigation of the Rhine）」にまで遡る¹⁴。航行的利用の管理を任務とする国際河川委員会は、その後も、ヨーロッパを中心に、一八二二年にはエルベ河で、三九年にはシェルト河で、そして五六年にはダニユーブ河で断続的に設立された¹⁵。他方、北米はヨーロッパと状況を異にする。一九〇九年一月一一日にアメリカとカナダ（当時はイギリス）の間で締結された「国境水条約（Boundary Waters Treaty）」に基づいて設立された「国際合同委員会（International Joint Commission：以下「IJC」）」¹⁶は、航行的利用のみならず、灌漑等による農業利用、水力発電・ダム建設等の商業利用、消費・レクリエーション等の国内社会利用のようないくつかの非航行的利用の管理をも任務とした¹⁷。現在、地球上には少なくとも一九の国際河川委員会が存立しており、その多くが非航行的利用に関する任務を遂行している¹⁸。国際河川委員会の任務は条約毎に多岐にわたり、その定式化は容易ではないが、マカフリー（McCaffrey）は、一九九七年採択の「国際水路の非航行的利用の法に関する条約（以下「国連水路条約」という）」の起草作業の中で、以下のような類型化を試みた。すなわち、（a）条約義務の実施、（b）日常的な対話の促進及びデータ・情報交換、（c）国際河川の継続的監視、（d）国際河川の複合的かつ総合的な開発の計画・立案、（e）国際河川の利用及び保護に関する流域国¹⁹の決定の提案・実施、（f）汚染その他環境影響に関する警告及び管理制度の提案・実施、（g）事実調査及び紛争の平和的解決²⁰。

この分類に従えば、本稿は、国際河川委員会の種々の任務の中でも、とりわけ（g）の役割を検討の対象とする

ものである。国際河川委員会の紛争処理機能については、これまでも幾人かの論者によつてその有用性が指摘されてきた。例えば、スミス (Smith) は、あらゆる河系の適切な利用から生じる諸問題が頻繁に発生する可能性が高い場合には、それらあらゆる諸問題に対処するために、「常設国際委員会 (permanent international commissions)」が設立されるべきであると述べ⁽²¹⁾、また、イーグルトン (Eagleton) は、状況に応じて「管理機構 (administrative machinery)」を設立する必要性を指摘し、同機構による問題の解決が不可欠であると指摘した。⁽²²⁾ さらに、マカフリーは、「国際水路の利用に関して紛争が発生した場合には、一般に、事実調査を実施するために最善の設備を備えているのは専門家集団——とりわけ既に設立されている場合には、共同委員会 (joint commissions) ——であり、関係諸国の義務に関する諸問題を解決するのに最適な場所に位置してさえいる。……たとえそのような機関が設立されていなかつたとしても、正式な紛争解決手続に訴える前に、可能な限り、技術的なレベルであらゆる見解の不一致の解決を試みることが賢明である。」⁽²³⁾ と説き、「国際水路紛争は、調査・報告を求めて諸問題を専門家に付託する」とで、しばしば最も効果的に回避・解決されるだろう。⁽²⁴⁾ と結論づけた。また、実際にも、ラヌー湖事件、ミューズ河分水事件、ガット・ダム事件、ガブチコヴォ事件、パルプ工場事件では、国際裁判所への提訴前に各種国際河川委員会で紛争解決が模索されてきた。⁽²⁵⁾ さらに、ガブチコヴォ事件及びパルプ工場事件において、裁判所は紛争当事国間に設立された国際河川委員会の紛争処理機能を重要視する判示を行つた。⁽²⁶⁾

このように、今日、国際河川委員会の紛争処理機能に注目が集まつてゐる状況にあると言える。それでは、その実際上の効果は如何ほどのものであろうか。果たして国際河川委員会による紛争処理は有効に機能しているのであらうか。このような国際河川委員会の紛争処理制度の実際上の機能についてはこれまで十分な研究がなされてきたとは言い難い。その点、IJCは、一九一二年以来継続して活動を行つており、非航行的利用の任務を主眼とする

国際河川委員会として、その歴史は最も古く、これまでにアメリカ・カナダ両政府から一二二二件の申請・付託を受け理し審理を行つてきた（Docket Nos. 1-122）。²⁷⁾両政府がIJCに付託した「問題」事案は五七件に上り、そのうち「紛争」にまで至つた事案は少なくとも七件存在する。そこで本稿では、IJCを事例として取り上げ、その紛争処理実践の分析・検討を通じて、IJCの国際法上の意義と課題を明らかにすることを目的とする。具体的には、IJCは、国境水条約上の義務（汚染防止義務）をどのように解釈適用し、それが同義務の明確化・具体化にどのように繋がったか、また、国境水条約の目的（紛争の解決）を達成するために、IJCにはどのような制度的・機能的特徴を見出すことができるか、との視点からの考察である。これにより得られた結果は、既に設立されているか、あるいは今後設立されるであろう国際河川委員会の紛争処理制度の有用性を考える上でも興味深い示唆を提供し得る。また、このような実証的研究は、国際河川法における国際河川委員会の位置づけ、さらには、国際法における国際河川法の位置との関係でも重要となる。

本論に進む前に、用語の定義を行うこととする。まず、本稿で「紛争」という場合、PCIJがマゾロマティス事件で示した「二当事者間の法又は事実に関する不一致、法的見解又は利害の対立」²⁸⁾との定義に従うこととする。この定義は、これまで国際河川法の分野においても採用されてきた。²⁹⁾また、本稿では、「紛争処理」と「紛争解決」を次のように区別して用いる」ととする。一般に条約等の国際文書においては、しばしば、“dispute settlement”という言葉が用いられ、それは通常「紛争解決」と訳されるが、国境水紛争が国際河川委員会によつて「処理」されたとしてもそのことが常に紛争を「解決」に至らしめるとは限らない。したがつて、本稿では、「紛争の処理は、紛争に対する働きかけ（行為ないし過程を指す）に対し、紛争の解決は紛争処理という働きかけの結果であり、紛争が解消された状態をいう」との宮野教授の定義に従うこととする。また、本稿では、「紛争」と「問題」を区別し

て取り扱い、後者は必ずしも前述の紛争の定義にあるような法・事実に関する不一致や法的見解・利害の対立が存する場合に限られないものと解する。

論

本稿の構成は以下の通りである。まず、第一章では、各種国際文書によつて紛争処理権限を授権された国際河川委員会には如何なるものがあるかその全体像を概観する。次に、第二章では、その中でもIJCに焦点をあて、その構成及び任務・権限を確認した上で、「問題」の付託・処理状況を明らかにし、さらに、そのうち「紛争」にまで至つた七件の事例分析を行う。以上の分析結果を踏まえて、第三章では、紛争処理機関としてのIJCの意義と課題について検討を行い、本稿の結びとする。

第一章 紛争処理機能を有する国際河川委員会の創設

第一節 國際決議

まず、万国国際法学会 (Institut de Droit International: 以下「IDI」) は、一九一一年四月のマドリッジ決議で、「関係国は、施設の新規建設又は既存の施設の変更に際して、他国に重大な結果が発生するおそれがあるときは、常設の合同委員会 (permanent joint commissions) を設置し、同委員会が決定を下すか、あるいは少なくとも意見を述べる」ことを勧告する^[32]とした。この決議は、施設の建設を巡つて他国に重大な損害発生の危険が存する紛争発生時に、かかる紛争の処理を国際河川委員会に委任した初の決議として注目に値する。その後、IDIは、一九六一年九月のザルツブルク決議において、「とりわけ流域に利害を有する諸国家が、経済発展を促進し、かつ紛争の防止・解決を目的とした利用計画を策定するために共同機関 (common organs) を設立する」ことが適つてゐるかを調査することを勧告^[33]した。これでは、流域諸国間に生じる紛争を解決するためのフォーラムとして国

際河川委員会が有用たり得ることが示された。

国際河川委員会における国境水紛争処理制度の意義と課題（一）

次に、国際法協会（International Law Association：以下「ILA」という）は、一九六〇年八月のハンブルク決議において、「交渉によつて合意に至らなかつた場合には、諸国家は解決を求めて努力するアド・ホックな委員会を設立することに合意する」⁽³³⁾とし、恒久的・永続的ではないものの、国際河川委員会が紛争処理機関として機能する可能性が示唆された。さらに、ILAは、一九六六年に国際河川分野の法典化文書であるヘルシンキ規則を採択した⁽³⁴⁾。本規則は、一九四五年以降、就中、インド＝パキスタン間のインダス河を巡る紛争、エジプト＝スエズ間のナイル河を巡る紛争、イスラエルと隣国との間のヨルダン河を巡る紛争、アメリカ＝カナダ間のコロンビア河を巡る紛争に憂慮し、国際河川の利用に適用可能な国際法の権威あるステートメントを公表するため採択されるに至つたものである⁽³⁵⁾。ヘルシンキ規則は、第六章「紛争の防止及び解決手続」で、「国際河川流域水の現在又は将来の利用に関して問題又は紛争が発生する場合、流域国は、かかる問題又は紛争を共同機関（joint agency）に付託するよう勧告し、また、共同機関に対して、国際河川流域を調査し、あらゆる流域国の利益のためにそれを最大限かつかれる共同機関で解決されることを望ましい旨述べ、さらに国家実行もそのことを裏づけているとし、その注目すべき事例として「IJC」に言及した⁽³⁶⁾。このことから、ヘルシンキ規則は、紛争処理機関としての国際河川委員会の役割を明確に承認した重要な決議文書と言える。その後、ヘルシンキ規則の改訂を行つた二〇〇四年のベルリン決議は、第一三章「国際水紛争の解決」において、事実に関して紛争が発生している場合に、事実調査委員会を設置し、かかる事実の調査・決定の実施を紛争当事国に義務づけたことから⁽³⁸⁾、ここにも、紛争処理フォーラムとして

の国際河川委員会の役割を窺うことができる。これら諸決議による、紛争処理機能を有する国際河川委員会の設立要請は、次に示す通り一般的・地域的条約によつて実現されてきた。

論

第二節 条 約

国際水路の一般的・枠組条約である一九九七年の国連水路条約は、第二四条一項で、「水路国は、いづれかの国が要請する場合には、共同管理機構 (joint management mechanism) を設立する可能性を含めて、国際水路の管理に関する協議に入る」ことを規定した。また、紛争解決手続を定める第三三条では、いづれかの関係当事国の交渉要請時から六ヶ月を経過しても、交渉又は共同管理機構を含むその他あらゆる平和的解決手段によつて解決できなかつた場合には、当事国が別段の合意をしない限り、いづれかの紛争当事国の要請によつて「事実調査委員会 (Fact-finding Commission)」に付託されるとして、同委員会への強制付託が承認された。さらに、いの付託を受けて、委員会は、「調査結果 (finding) 及び理由 (reason) 並びに紛争の衡平な解決にとつて適切と考える勧告 (recommendations)」を記した「報告書を多数決によつて採択し、それを関係当事国に提出」するなどを任務として、「関係当事国はこれを誠実に考慮」する義務を負うものとされた。⁽⁴²⁾

それでは、地域的条約にはどのようなものがあるうか。まず、条約によつて紛争処理権限を付与された北米の国際河川委員会の代表例として、本稿が検討の対象とする「I-IBWC」を挙げることができる。また、それ以外にも、一九四四年にアメリカ＝メキシコ間で締結されたコロラド河、ティフアナ河及びリオ・グランデ河利用条約は、「国境水委員会 (International Boundary and Water Commission: 以下「IBWC」という)」に、「両政府の承認を得る」とを条件として、本条約の解釈又は適用に關して両政府間に生じるあらゆる見解の不一致を解決する」権限

を授権し、それは「覚書（Minute）」の形で記録されるとした。⁴⁴⁾ こうして締結された覚書は、委員による署名後三日以内に両政府に送付され、署名の日から三〇日以内に異議申立⁴⁵⁾がなされなければ、両政府によつて承認されたものと看做される。他方、南米の国際河川委員会として、ウルグアイ＝アルゼンチン間で締結された、ラプラタ河条約（一九七三年）の「ラプラタ河管理委員会（Comisión Administradora del Río de la Plata）」及びウルグアイ河規程（一九七五年）の「ウルグアイ河管理委員会（Comisión Administradora del Río Uruguay）」には、各々の河川に関して当事国の間に発生した紛争につき、いずれか一方の当事国の要請によつて「調停」を実施する権限が付与された。⁴⁶⁾

次に、アジアの条約として、一九六〇年のインド＝パキスタン間のインダス河水利条約は次のような詳細な紛争解決手続を用意した。すなわち、「常設インダス委員会（Permanent Indus Commission）」は、「本条約の解釈・適用に關して両当事国の間に生じるあらゆる問題、又は本条約の違反を構成し得るあらゆる事実」を調査し、かかる問題を解決するために努力する。⁴⁷⁾ 委員会によつて解決に至らなかつた場合には、「見解の不一致」が生じたものと看做される。⁴⁸⁾かかる「見解の不一致」が附屬書F（第一部）に掲げる技術的事項に該当すると委員によつて判断された場合には、いずれか一方の委員の要請に従い、高い技能を有するエンジニアたる「中立専門家（Neutral Expert）」がそれを処理する。⁴⁹⁾ 他方、かかる「見解の不一致」が中立専門家に付託されなかつたか、あるいは中立専門家がかかる「見解の不一致」を「紛争」と認定した場合、⁵⁰⁾「紛争」が発生したと看做され、委員会は、いずれか一方の委員の要請に従い、その事実を速やかに両当事国政府に報告する。⁵¹⁾かかる「紛争」は、委員会により提出された報告書に基づいて当事国間の交渉又は仲介によつて解決が模索され、それによつても解決に至らない場合には、いずれか一方の当事国の要請に従い仲裁に提訴される。⁵²⁾また、これ以外にも、一九九五年のメコン河協定は、

「メコン河委員会 (Mekong River Commission)」に、当該協定の二又はそれ以上の当事者の間に生じる相違又は紛争の解決のためにあらゆる努力を払へしとを義務づけた。⁽⁵³⁾ その他にも、紛争処理権限を授権された国際河川委員会として、一九九六年のインド＝バングラデシュ間のガンジス水共有条約の「合同河川委員会 (Joint Rivers Commission)⁽⁵⁴⁾」や、一九九七年のネパール＝インド間のマハカリ河総合開発条約の「マハカリ河委員会 (Mahakali River Commission)⁽⁵⁵⁾」等がある。

さらに、ヨーロッパの条約として、一九六六年のドイツ＝オーストリア＝スイス間のコンスタンス湖取水規制協定は、同協定上の不一致を審議するために「協議委員会 (consultative committee)」への問題の付託を認めた。⁽⁵⁶⁾ 一九六〇年のフィンランド＝ソビエト連邦間の境界紛争解決協定は、「境界委員会 (Frontier Commission)」に、境界紛争解決のためにあらゆる措置をとる義務を賦課し⁽⁵⁷⁾、それによる決定は拘束力を有しかつ最終的な地位を有するとした。⁽⁵⁸⁾ また、一九六四年のフィンランド＝ソビエト連邦間の水路協定は、同協定の解釈適用から生じる見解の不一致の解決権限を「水路委員会 (Watercourses Commission)」に授権した。⁽⁵⁹⁾ さらに、一九九四年のダニユーブ河条約は、本条約の解釈又は適用に関して「又はそれ以上の締約国間で紛争が発生した場合には、締約国は、「必要に応じて国際委員会の支援を受け」、交渉又はその他の紛争解決手段によつて解決を模索することを規定した。⁽⁶⁰⁾ その他にも、二〇〇二年のボスニア＝クロアチア＝スロベニア＝ユーゴスラビア間のサバ河流域枠組協定は、紛争当事国が紛争の解決を要請した時から六ヶ月を経過しても解決に至らなかつた場合には、関係当事国は独立した事実調査委員会の設立を要請することができるとして、前述の国連水路条約と類似の制度を設けた。⁽⁶¹⁾

最後に、アフリカでは、一九六四年のチャド流域条約が、「チャド流域委員会 (Chad Basin Commission)」に、同条約の解釈・実施に関するあらゆる紛争を解決する権限を授権した。⁽⁶²⁾ また、二〇〇〇年の南部アフリカ開発共同

体（SADC）改正議定書は、共有水路から生じる潜在的紛争を解決するために「水閣僚委員会（Committee of Water Ministers）」に支援提供の任務を付与した。⁽⁶³⁾

第三節 小括

世界人口の増加とそれに伴う都市化・工業化の進展、汚染の深刻化、気候変動や異常気象の影響により、これまで世界各地の国際河川で紛争が繰り広げられてきた。これら国際河川紛争は複雑かつ高度に専門的な性格を有する。それ故、前に見たように多くの国際決議で国際河川委員会を通じた紛争処理制度整備の要請がなされ、実際にも各種条約によってその要請が充足されてきた。中でも特に留意すべきは、国際河川委員会の紛争解決機能を明確に認識するに至ったヘルシンキ規則がその規定導入の根拠として、コメントナリーの中で「IJC」の活動に言及していることである。他方、国際河川委員会を通じて紛争処理を行う義務が慣習国際法として結晶化しているか否かについては、現在のところ未だ消極的に解せざるを得ない。⁽⁶⁴⁾ 以下では非航行的利用を扱う国際河川委員会としては最も歴史が古く、加えてこれまで最も活発に活動を展開していると思われる「IJC」を事例として取り上げ、その紛争処理機能の意義と限界を明らかにしたい。このような考察は、国際河川委員会の紛争処理制度を擁する前述の各種条約の実際の運用に示唆を提供し得ると考えられる。

第一章 IJCによる紛争処理実践

第一節 IJCの構成及び任務・権限

アメリカとカナダは、およそ八八〇〇kmにわたって国境線を共有している。そこには大小一五〇の河川・湖が点

在しており、世界有数の豊かな地表淡水系を形成している。⁽⁶⁵⁾ アメリカからカナダ、反対にカナダからアメリカへと流れる河川の数はほぼ等しい割合で存在しており、中には国境線を蛇行して流れる河川もある。このような変化に富む国境水を管轄しているのがIJCである。国境水条約によれば、国境水とは、「アメリカ＝カナダ自治領間の国境沿いの湖、河川及び接続水路の岸から岸までの水、又はそれらの一部であつて、あらゆる湾、入江、内海⁽⁶⁶⁾」を包含すると定義されるが、「自然の流路において、湖、河川及び水路に流入する支流の水、そこから流出する水、又は国境を跨いで流れる河川の支流の水」⁽⁶⁸⁾はこの限りでない。また、国境水条約は、「国境水の利用に関する紛争を防止し、他方当事国又はその住民の権利、義務又は利益に関するアメリカ＝カナダ自治領間で未解決の国境沿いのあらゆる問題を解決し、後に生じるあらゆる問題を調整・解決するために備えること」⁽⁶⁹⁾を目的とする。

国境水条約は第七条で、アメリカ及びカナダから三名ずつ計六名の委員で構成されるIJCの設立を規定した。⁽⁷⁰⁾⁽⁷¹⁾また、アメリカのワシントンD.C.及びカナダのオタワには、環境、エンジニアリング、法律、行政、情報管理、ネットワーク、政策、広報等の担当官で構成される事務局がそれぞれ設置されており、委員に助言を行うことを主たる任務とする。⁽⁷²⁾ アメリカ側の委員は上院の助言と承認を得た後、大統領によって選任され、カナダ側の委員は首相によって選任される。⁽⁷³⁾ 議長は両政府からそれぞれ一名ずつ選出され、共同で議長を務める。⁽⁷⁴⁾ 歴代の議長には、法律家や政治家をはじめ、行政官、外交官、実業家、エンジニア等が就任してきた。⁽⁷⁵⁾ 委員は所属する国家の見解を代表することなく、独立性・公平性を保つて任務を遂行するよう指示される。⁽⁷⁶⁾

国境水条約はIJCの任務・権限として以下の四つの手続を設けた。第一は、条約第三条・四条に規定される「申請＝承認／不承認手続」である。これは、(a) 他方当事国との国境水の自然の水位若しくは流れに影響を及ぼし得る国境水のあらゆる利用・妨害・分水、又は (b) 国境水から流出する水若しくは国境を跨いで流れる河川の中

でも国境より低い位置にある水であつて相手国の自然の水位の上昇を引き起^こすような、あらゆる修復・補修工事若しくはダムその他障害物の建設・維持について、両当事国の間に特別の合意のない限りIJCの承認を要求する手続である。⁽⁷⁷⁾ すなわち、前記（a）（b）に該当する活動を実施する場合には、原則としてIJCの承認を得なければならぬ。⁽⁷⁸⁾ IJCによる承認は委員の多数決によるものとされ、本手続によつて下された決定は、一般に、両当事国を法的に拘束するものと解されている。⁽⁷⁹⁾ なお、委員の見解が可否同数に陥り委員会として一致した決定を下すことができない場合には、委員は自國政府に個別に報告を行う。⁽⁸⁰⁾

第二の手続は、条約第六条に定める手続である。本手続は、灌漑・発電の目的で、セント・マリー河及びミルク河並びにそれらの河川の支流の水の平衡な配分を実現するために、IJCによる指示の下、適切に任命されたアメリカの開発担当官及びイギリスの灌漑担当官が共同で測量・配分を行うことを任とする。⁽⁸¹⁾ しかし、本手続はこれまにわざか一度しか利用されたことがなく、IJCの実行上さほど重要な位置を占めるものではない。

より一層重要なのは、条約第九条の「付託＝調査報告手続」である。本手続は、前述の第三条・四条の手続と並んで盛んに利用されてきた手続であり、まさに本稿の検討の中心をなすものである。ここではまず本手続の枠組のみを紹介し、本手続に基づく問題処理の流れや問題の処理内容等については後述する（詳細は本章第二節を参照）。本手続は、アメリカ＝カナダ自治領間の国境に沿つて二国間に生じる、他方当事国又はその住民の権利・義務・利益に関する「問題（questions）又は事項（matters）」（以下纏めて「問題」という）の調査・報告を求めて、いづれか一方の当事国の要請に基づいてIJCに付託する手続である。⁽⁸²⁾ IJCは、「事実（facts）」及び「状況（circumstances）」を調査し、全会一致又は多数決によつて、適当と思料する「結論（conclusions）」及び「勧告（recommendations）」を含む報告書を両当事国に提出する。⁽⁸³⁾ 実行上、本手続は、単なる「問題」発生の場合だけなく

「紛争」の場合にも利用された。また、本手続では、実際には、すべてのケースで両当事国の合意によって付託がなされている。本手続に基づく審理の結果として提出される結論・勧告を含む報告書は法的拘束力を有しない。⁽⁸⁶⁾ なお、評決で、委員の見解が可否同数となつた場合には、委員は自國政府に個別に報告を行う。⁽⁸⁷⁾

最後の手続は、条約第一〇条に規定される「付託＝決定手続」である。本手続は、他方当事国又はその住民の権利・義務・利益に関するあらゆる「問題 (questions)」又は「事項 (matters)」の「決定 (decision)」を求めて、両当事国の合意によつて IJJC に付託する手続である。⁽⁸⁸⁾ IJJC は、多数決によつて「決定」又は「調査結果 (finding)」を言い渡す権限を有する。本手続で IJJC によつて下された決定に法的拘束力があるか否かは条文上明らかでないが、第九条手続のように仲裁の性格を有しない旨の文言が存しないことから、法的拘束力を有すると解されってきた。⁽⁹⁰⁾ 委員の決定が可否同数に陥つた場合には、委員は両政府に共同で報告書を提出するか、あるいは自國政府に個別に報告書を提出する運びとなるが、⁽⁹¹⁾ 本手続はそれとどまらず、かかる問題又は事項を一九〇七年の国際紛争の平和的解決のためのハーグ条約第四五条の手続に従つて選任された仲裁人に付託することを義務づけ、仲裁人に最終決定権を付与した。⁽⁹²⁾ いのちに、本手続は、超国家的なアプローチを採用した点で、第九条手続とはその性格を異にする。しかし、本手続はこれまでに一度も利用されたことがない。その理由としては、既に幾人かの論者によつて指摘されてくるように、法律に精通した専門家の欠如、付託に際してアメリカ上院の三分の一の承認を得るとの困難^{xv}、本手続利用の結果生じる IJJC の事務負担増大への危惧等に因ると言われる。⁽⁹³⁾

- (1) S.M.A. Salman, "Good Offices and Mediation and International Water Disputes", The International Bureau of the Permanent Court of Arbitration (ed.), *Resolution of International Water Disputes* (Kluwer Law International, 2003), p. 155.
- (2) *Ibid.*

- (22) P. LeRoy, "Troubled Waters: Population and Water Scarcity", 6 *Colorado Journal of International Environmental Law and Policy* (1995), pp. 299-326; S. C. McCaffrey, *The Law of International Watercourses*, 2nd ed. (Oxford University Press, 2007), p. 16; E. B. Weiss, "The Evolution on International Water Law", 331 *Recueil des Cours: Collected Courses of the Hague Academy of International Law* (2007), p. 268.
- (4) McCaffrey, *ibid.*, p. 400.
- (15) *Helmand River Delta Case (Afghanistan/Persia)*, Awards of 19 August 1872 and 10 April 1905, D. Bethlehem et al. (eds.), *International Environmental Law Reports*, Vol. 1 (Cambridge University Press, 1999), p. 3.
- (26) *Lake Lanoux Arbitration (France v. Spain)*, Award of 16 November 1957, 24 *International Law Reports* (1957), p. 101.
- (17) *Gut Dam Arbitration (Canada/United States of America)*, Awards of 15 January 1968, 12 February 1968, and 27 September 1968, 8 *International Legal Materials* (1969), p. 118.
- (28) *Case concerning the audit of accounts between the Netherlands and France in application of the Protocol of 25 September 1991 Additional to the Convention for the Protection of the Rhine from Pollution by Chlorides of 3 December 1976 (Netherlands/France)*, Award of 12 March 2004, 25 *Report of International Arbitral Awards*, p. 267.
- (29) *In the Matter of the Indus Waters Kishenganga Arbitration (Pakistan v. India)*, Partial Award of 18 February 2013, at <http://www.pca-cpa.org/>.
- (30) *The Diversion of Water from the Meuse (Netherlands v. Belgium)*, Judgment of 28 June 1937, *PCIJ Series A./B.*, No. 70, p. 4.
- (11) *Case Concerning Gabčíkovo-Nagymaros Project (Hungary/Slovakia)*, Judgment of 25 September 1997, *ICJ Reports* 1997, p. 7.
- (12) *Case Concerning Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina v. Uruguay)*, Judgment of 20 April 2010, *ICJ Reports* 2010, p. 14.
- (22) L. Caffisch, "The Law of International Waterways in its Institutional Aspects", W. Haller, A. Kötz, G. Müller und D. Thürer (Hrsg.), *Im Dienst an der Gemeinschaft: Festschrift für Dietrich Schindler zum 65. Geburtstag* (Helbing & Lichtenhahn,

(1989), p. 26.

- (14) T. O. Ellas, "The Berlin Treaty and the River Niger Commission", 57 *American Journal of International Law* (1963), p. 877 ; Caflisch, *ibid*, pp. 26-27.

〔15〕 Treaty between the United States and Great Britain relating to Boundary Waters, and Questions Arising between the United States and Canada [hereinafter Boundary Waters Treaty], signed at Washington, 11 January 1911, done at Washington, May 5, 1910, at http://www.ijc.org/en_/BWT.

- (16) Caflisch, *supra* note (13), p. 28.

- (17) S. Schmeier, *Governing International Watercourses: River Basin Organizations and the sustainable governance of internationally shared rivers and lakes* (Routledge, 2013), pp. 65-67, 278-281.

- (18) McCaffrey, *supra* note (3), pp. 155-156.

- (19) Convention on the Law of the Non-Navigational Uses of International Watercourses [hereinafter UN Watercourses Convention], done at New York, 21 May 1997, 36 *International Legal Materials* (1997), p. 700. 本条約は未発効 (1011年9月1日現在)。条約の発効には115の締約国を要す。現時点の締約国数は111（「ナハ、ブルキナファ、チャム、ギニア、ハイチ、トルハム、エイジ、ギリシャ、ギリトロギ、クハガリー、カタク、イタリ、ミネラハ、ラバハハ、ニシト、セカヤハハヌカ、サロハハ、タマシト、ホハハヌ、リムハール、ナバジニア、ヘルカヨー、ギルトカル、カタール、座アワニカ、ベゼハハ、ベカヒー、ハコト、チャリカ、カバベキスタン、ウハホベク）。

- (20) S. C. McCaffrey, Six Report on the Law of the Non-navigational Uses of International Watercourses [hereinafter IIC Six Report], U.N. Doc. A/CN.4/427 and Add. 1 (1990), *reprinted in Yearbook of the International Law Commission*, 1990, Vol. II, Part One, p. 48, Article. 26.

- (21) H. A. Smith, *The Economic Uses of International Rivers* (P. S. & Son, Ltd, 1931), p. 152.

- (22) C. Eagleton, "The Use of the Waters of International Rivers", 33 *Canadian bar review* (1955), p. 1027.

- (23) McCaffrey, *supra* note (3), p. 511.

- (24) ILC Six Report, *supra* note (20), p. 69, para. 57.
- (25) C. P. R. Romano, *The Peaceful Settlement of International Environmental Disputes* (Kluwer Law International, 2000), pp. 222-225, 235-237 ; P. R. Williams, *International Law and the Resolution of Central and East European Transboundary Environmental Disputes* (St. Martin's Press, 2000), p. 65 ; J. G. Merrills, *International Dispute Settlement*, 4th ed. (Cambridge University Press, 2005), p. 9 ; P. Sands and J. Peel, *Principles of International Environmental Law*, 3rd ed. (Cambridge University Press, 2012), p. 330.
- (26) ガブチコガオ事件で、裁判所は、「本件において、『やむを得ない限り』違法行為のあらゆる効果を拭い去るには、ダーリュー・ア河の水資源の利用について当事国が協力を開始し、やむには水路の利用・開発・保全のため調整された単体形式による多目的アロケーションが衡平かつ合理的なかたむけに実施される必要がある。当事国はやむを得ないば、ガブチコガオ・ナジバ・マロハ・計画で残された部分の共同管理を再構築する」とある。」(Gabčíkovo-Nagymaros Case, *supra* note (11), para. 150.) ところ、「共同レジームの再確立は、国連水路条約第五条二項と合致して、一九七七年条約の目的を達成するため水資源の共同利用という概念を最適な方法で反映するにしなる。」(ibid, para. 147.) と述べた。また、パルグ工場事件で、裁判所は、「両当事国がウルグアイ河管理委員会 (Comisión Administradora del Río Uruguay: CARU) を通じた長年にわたる効果的な協力及び調整の歴史を有して、これよりは留意する。両当事国は、CARUを通じて共同で活動することによって、ウルグアイ河の管理及びその環境の保護において真の利益及び権利の共同を確立してきた。また、両当事国は、CARUと共同メカニズムを通じて、ウルグアイ河規程に合致するかたちで活動を調整してきたし、本件が裁判所に提訴されるまで同規程第六〇条の司法的解決に訴える必要を感じる」ことなく、その枠組の中で両国の見解の不一致に適切な解決策を見出してきた。」(Pulp Mills Case, *supra* note (12), para. 281.) と指摘、「最適かつ合理的な利用」というウルグアイ河規程の「目的は CARUを通じて……確保されなければならない。CARUはその目的を達成するためには不可欠の『共同機関』である。」(ibid, para. 173.) と述べ、「両当事国には、CARUを通じて協力を継続する法的義務及び環境を保護しつつも当該河川の衡平利用を促進するために必要な手段をCARUが立案できるものに付する法的義務が存する。」(ibid, para. 266.) と判示した。
- (27) Docket Nos. 1-122 にて、上記のウェブサイトを参照のこと。at http://www.iic.org/en_Dockets なお、

- Docket Nos. 1-72 「1912-1958」 L. M. Bloomfield and G. F. Fitzgerald, *Boundary Waters Problems of Canada and the United States (The International Joint Commission 1912-1958)* (The Carswell Company, Ltd., 1958), pp. 65-205.
- (28) *Case of the Mavromatis Palestine Concessions*. Judgment of 30 August 1924, *PCIJ Series A*, No. 2, p. 11.
- (29) Eg. S. Vinogradov, P. Wouters, and P. Jones, *Transforming Potential Conflict into Cooperation Potential: The Role of International Water Law*, UNESCO-IHP (2003), p. 26, at <http://unesdoc.unesco.org/images/0013/001332/133258e.pdf> ; S. C. McCaffrey, "Water Disputes Defined: Characteristics and Trends for Resolving Them", The International Bureau of the Permanent Court of Arbitration (ed.), *Resolution of International Water Disputes* (Kluwer Law International, 2003), p. 51.
- (30) 「國際法における紛争解決の体制」 国際法研究会編『日本と国際法④ 100年 紛争の解決〔第三回〕』 (1999年) 110-111頁。
- (31) Resolution on International Regulations regarding the Use of International Watercourses, *Annuaire de l'Institut de droit international*, Madrid Session, April 1911, (Paris 1911), Vol. 24, pp. 365-367, II(7).
- (32) Resolution on the Use of International Non-Maritime Waters, *Annuaire de l'Institut de droit international*, Vol. 49, II, Salzburg Session, September 1961 (Basel 1961), pp. 381-384, Article. 9.
- (33) Recommendations on the Procedures concerning the Non-Navigational Uses, *ILA Report to the Forty-Ninth Conference*, held in Hamburg, 8-12 August 1960 (London 1961), pp. xvi-xviii, Article. 2.
- (34) The Helsinki Rules on the Uses of the Waters of International Rivers [hereinafter Helsinki Rules], *ILA Report to the Fifty-Second Conference*, held in Helsinki, 14-20 August 1966 (London 1967), p. 477.
- (35) C. B. Bourne, "The International Law Association's Contribution to International Water Resources Law", 36 *Natural Resources Journal* (1996), p. 156 ; S. Bogdanović, *International Law of Water Resources: Contribution of the International Law Association (1954-2000)* (Kluwer Law International, 2001), p. 3.
- (36) Helsinki Rules, *supra* note (34), pp. 484-532, Article. 31(1).
- (37) Bogdanović, *supra* note (35), p. 139.

(38) Water Resources Law, ILA Berlin Conference (2004), held in Berlin, 16–21 August 2004, Article. 72(3), at <http://www.ila-hq.org/en/committees/index.cfm/cid/32>.

(39) UN Watercourses Convention, *supra* note (19), Article. 24(1).

国際河川委員会における国境水紛争処理制度の意義と課題（一）

(40) 本条約第三三三条は以下のようないの議論を経て採択された。一九九一年に国際法委員会によつて提出された第一説草案では、紛争解決条項の導入は、国際河川の一般的・枠組条約作成の意図に沿うものではないと批判されたことから見送られた。これに対し、一九九四年の第一説草案では、当事国が仲介又は調停に合意でなかつた場合には、一方当事国の要請によつて事実調査への付託を認める規定が置かれた。同規定を巡つては、総会決議に基づいて全体作業部会として一九九六年と九七年の二度にわたつて開催された第六委員会において、各代表団の間で激しい応酬が繰り広げられた。中国、イハム、トルコ、コロナビアは、いかなる強制付託による第三者手続も受け入れられないとして合意付託を主張した。U.N. Doc. A/C.6/51/SR.59 (1997), p.3. これに対し、アルゼンチン、オーストリア、チリ、フィンランド、ギリシャ、イタク、イタリア、オランダ、ポルトガル、スーダン、シリア、イスラエル、シリア・イスライスの共同提案は、調査、仲介、を導入するよう要請した。U.N. Doc. A/C.6/51/SR.59 (1997). これらは、シリア・イスライスの共同提案は、調査、仲介、調停について強制付託を導入し、これによつて解決できなかつた場合には、仲裁への合意付託がない限りICJへの強制付託を認めるという最も厳格な立場に立つものであった。U.N. Doc. A/C.6/51/NUW/WG/CRP.10 (1997). フランスは、折衷案として、まず、協議・交渉を義務的なものとし、次いで、これによつて解決できなかつた場合に、一方当事国の要請による調査手続への付託を認める一方で、仲介から司法的解決までのその他すべての第三者手続には全紛争当事国の同意を要する旨提案した。U.N. Doc. A/C.6/51/NUW/WG/CRP.55 (1996). これらが、当のフランスは、翻つて、仔細に紛争解決手続を規定するには「枠組条約としての性質上相応しくない」として、起草委員会の議長が提出した最終テクストに反対した。U.N. Doc. A/C.6/51/SR.62 (1997), p.10, para. 88. 最終的に、第三三三条及び附属書は、賛成三三三（アルゼンチン、オーストリア、 bangladesh、ベルギー、ブラジル、カンボジア、カナダ、チリ、チエコ、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、バチカン、ハンガリー、イタリア、大韓民国、マレーシア、メキシコ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、南アフリカ、スペイン、タイ、イギリス、アメリカ、ベトナム）、反対五（中国、コロナビア、フランス、インド、トルコ）、棄権二五

- (トネンヒリト、モニシル、トルガリト、ムクタズル、ムハマド、ムチオル、イハ、イスラムル、日本、ムルダハ、レバハハ、ムハス、ニシトハハタイハ、ムハカハ、マニ、ベキスタハ、ルマハダ、ベロベキト、スーダハ、ベイバ、ハニト、ムクシリト、タハキリト、ズネムハ、ムハマドハ) で採択された。U.N. Doc. A/C.6/51/NUW/L.3/AD1.
- (41) UN Watercourses Convention, *supra* note (19), Article. 33(3).
- (42) *Ibid.*, Article. 33(4) - (9).
- (43) Treaty between the United States of America and Mexico relating to the utilization of the waters of the Colorado and Tijuana Rivers and Rio Grande, signed at Washington, February 3, 1944, Article. 24(d), at <http://www.ibwc.state.gov/Files/1944Treaty.pdf>.
- (44) *Ibid.*, Article. 25.
- (45) *Ibid.*
- (46) Treaty concerning the Río de la Plata and the corresponding maritime boundary, signed at Montevideo, 19 November 1973, 1295 *United Nations Treaty Series* (1982), p. 307, Article. 68 ; Statute of the River Uruguay, signed at Salto, 26 February 1975, 1295 *United Nations Treaty Series* (1982), p. 340, Article. 58.
- (47) Indus Waters Treaty, signed at Karachi, September 19, 1960, 419 *United Nations Treaty Series* (1962), p. 125, Article. 9, para. (1) and Article. 8, para. (4) (b).
- (48) *Ibid.*, Article. 9, para. (2).
- (49) *Ibid.*, Article. 9, para. (2) (a) and Annexure F.
- (50) *Ibid.*, Article. 9, para. (2) (b).
- (51) *Ibid.*, Article. 9, para. (3).
- (52) *Ibid.*, Article. 9, para. (4) and (5) (b).
- (53) Agreement on the Cooperation for the Sustainable Development of the Mekong River Basin, signed at Chiang Rai, April 5, 1995, 34 *International Legal Materials* (1995), p. 864, Article. 34.
- (54) Treaty between the Government of the Republic of India and the Government of the People's Republic of Bangladesh on

Sharing of the Ganga / Ganges Waters at Farakka, done at New Delhi, 12 December 1996, 34 *International Legal Materials* (1997), p. 523, Article. 7.

(65) Treaty between India and Nepal concerning the Integrated Development of the Mahakali River, signed at New Delhi, 12 February 1996, 36 *International Legal Materials* (1997), p. 531, Article. 9(3) (e).

(66) Agreement Regulating the Withdrawal of the Water From Lake Constance, done at Berne, 30 April 1966, Article. 8(1), at <http://www.internationalwaterlaw.org/documents/regionaldocs/lake-constance.html>.

(67) Agreement (with Protocol and annexes) between Finland and Union of Soviet Socialist Republics concerning the regime of the Finnish-Soviet State Frontier and the procedure for the settlement of frontier incidents, signed at Helsinki, 23 June 1960, 379 *United Nations Treaty Series* (1960), p. 329, Article. 32(1).

(68) *Ibid.*, Article. 32(4).

(69) Agreement between Finland and Union of Soviet Socialist Republics concerning frontier watercourses, signed at Helsinki, 24 April 1964, 537 *United Nations Treaty Series* (1965), p. 251, Article. 19.

(70) Convention on Cooperation for the Protection and Sustainable Use of the Danube, signed at Sofia, 29 June 1994, Article. 24(1), at <http://www.icpdr.org/main/icpdr/danube-river-protection-convention>.

(71) Framework Agreement on the Sava River Basin (with annexes), done at Krańska Góra, 3 December 2002, 2366 *United Nations Treaty Series* (2006), p. 479, Article. 22. 「調査委員会」〔inquiry commission〕<⇒調査の義務⇒>の^{スル} Convention on Cooperation for the Protection and the Sustainable Use of the Waters of the Spanish-Portuguese Basins, signed at Albufeira, 20 November 1998, 2099 *United Nations Treaty Series* (2002), p. 275, Article. 26(2). ダニエル・ボグданović, *supra* note (35), p. 140.

(72) Chad Basin Convention, done at Fort-Lamy, 22 May 1964, Article. 7, at <http://www.iau.org/docrep/w7414b/w7414b05.htm>.

(73) Revised Protocol on Shared Watercourses in the Southern African Development Community (SADC), done at Windhoek,

7 August 2000, 40 *International Legal Materials* (2001), p. 321, Article. 5(2) (a) (i). もの他、紛争処理権限を授權されたアフリカの国際河川委員会⁶⁴、一九九〇年の共有水資源衝突分配条約による「ナイジニアニアニアジエール合同委員会 (Nigeria-Niger Joint Commission)」等がある。⁶⁵

- (64) See E. Benvenisti, "Collective Action in the Utilization of Shared Freshwater: The Challenges of International Water Resources Law", 90 *American Journal of International Law* (1996), p. 413.
- (65) N. D. Hall, "Transboundary Pollution: Harmonizing International and Domestic Law", 40 *University of Michigan Journal of Law Reform* (2007), p. 683.

(66) *Ibid.*

(67) Boundary Waters Treaty, *supra* note (15), Preliminary Article.

(68) *Ibid.*

(69) *Ibid.*, Preamble.

(70) *Ibid.*, Article. 7.

(71) ノハド、一〇〇〇設立の経緯に若干言及しておこうとする。一九世紀後半、アメリカ＝カナダ国境では、ウッズ湖の水位調整の問題、セント・マリー河及びミルク河の灌漑目的での分水に関する問題や、ナイアガラ瀑布上流の水力発電目的の分水に起因する下流の航行への影響、同瀑布の景観阻害問題等が懸案に上つていた。これら諸問題に対処すべく、一八九四年にはアメリカのコロラド州メンバーで、翌年の九五年にはニューメキシコ州アルバカーキで国際灌漑会議が開催され、同会議は、北米大陸の越境水流に関して既に生じたか、あるいは今後生じるであろう諸権利の対立を調整するために「国際委員会 (international commission)」の設立を要請する決議案が提出され全会一致で採択された。これを受けて、一九〇三年には、アメリカ及びカナダから二名ずつ計六名で構成される「国際水路委員会 (International Waterways Commission: 以下「IWC」とこう)」が設立された。IWCは調査実施・勧告付与権限を授權されたが、アム・ホックな機関に過ぎなかつたためすぐさま問題処理の限界に直面した。そこで、IWCは、国境水の利用に関する条約の締結及び更に広範な権限を有する常設の委員会の設立を勧告した。この要請を受けて、アメリカ・カナダ両政府は条約締結交渉に入り、一九〇九年一月一一日、国境水条約の署名に至つた。Eg. C. J. Chacko, *The*

- (73) International Joint Commission between the United States of America and the Dominion of Canada (Columbia University Press, 1932), pp. 71-78 ; Bloomfield and Fitzgerald, *supra* note (27), pp. 9-10 ; T.A. Kaavrouzios, "U.S.-Canadian Relations: Regarding Diversions from an International Basin: An Analysis of Article II of the Boundary Waters Treaty", 12 *Fordham International Law Journal* (1988), pp. 660-663 ; D.K. Dewitt, "Great Words Needed for the Great Lakes: Reasons to Rewrite the Boundary Waters Treaty of 1909", 69 *Indiana Law Journal* (1993), pp. 305-306 ; D. Lemarquand, "The International Joint Commission and Changing Canada-United States Boundary Relations", 33 *Natural Resources Journal* (1993), pp. 62-67.

(74) M.W. Thompson, "Preventing Disputes Along the International Boundary", 4 *Canadian Water Resources Journal* (1979), p. 11.

(75) J. Schmandt and H. Roderick (eds.), *Acid Rain and Friendly Neighbors: The Policy Dispute between Canada and the United States* (Duke University Press, 1985), p. 175. たゞ一、カナダがイギリスから外交権を獲得すべし 1811 年頃モードは、カナダの委員は、カナダ由治領総督の勅旨に基いてモード女皇によって任命された。See Boundary Waters Treaty, *supra* note (15), Article. 7.

(76) V.I. Grover and H. Khan, "International Joint Commission: A Model of Cooperation in the Great Lakes Region", V.I. Grover (ed.), *Water: A Source of Conflict or Cooperation?* (Science Publishers, 2007), p. 255.

(77) Boundary Waters Treaty, *supra* note (15), Article. 12, para. 1. See also S. Wex, "The Legal Status of the International Joint Commission under International and Municipal Law", 16 *Canadian Yearbook of International Law* (1978), p. 288.

(78) Boundary Waters Treaty, *ibid*, Article. 3, para. 1 and Article. 4, para. 1. 両当事国は、国境水の利用に関する衡平かの回りの権利を有す。Ibid., Article. 8, para. 2.

(79) たゞ一、両当事国の間に特別の合意があら場合のほか、両当事国政府による一定の活動（水路の深化、防波堤の建設、港湾の改良工事及び商業・航行目的の作業）並びに生活及び公衆衛生のための水の通常の利用の場合には、一々の承認を要しな。Ibid., Article. 3, para. 2.

(80) *Ibid.*, Article. 8, para. 8.

- 混
論
- (80) Chacko, *supra* note (71), p. 238 ; L. H. Legault, "The Roles of Law and Diplomacy in Dispute Resolution: The IJC as a Possible Model", *26 Canada-United States Law Journal* (2000), p. 50.
- (81) Boundary Waters Treaty, *supra* note (15), Article. 8, para. 8.
- (82) *Ibid.*, Articles. 6, paras. 1 and 3.
- (83) Docket No. 9.
- (84) Boundary Waters Treaty, *supra* note (15), Article. 9, para. 1.
- (85) *Ibid.*, Article. 9, paras. 2 and 4.
- (86) *Ibid.*, Article. 9, para. 3 ; Schmandt and Roderick, *supra* note (73), p. 177 ; P. Birnie, A. Boyle, and C. Redgwell, *International Law and the Environment*, 3rd ed. (Oxford University Press, 2009), p. 577.
- (87) Boundary Waters Treaty, *supra* note (15), Article. 9, para. 5.
- (88) *Ibid.*, Article. 10, para. 1.
- (89) *Ibid.*, Article. 10, para. 2.
- (90) R. B. Bilder, "Controlling Great Lakes Pollution: A Study in United States-Canadian Environmental Cooperation", *70 Michigan Law Review* (1972), p. 516.
- (91) Boundary Waters Treaty, *supra* note (15), Article. 10, para. 3.
- (92) *Ibid.*
- (93) W. R. Willoughby, *The Joint Organizations of Canada and the United States* (University of Toronto Press, 1979), p. 36 ; Schmandt and Roderick, *supra* note (73), p. 176 ; Birnie, Boyle, and Redgwell, *supra* note (86), p. 577.